

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) | [「安全衛生管理組織」の基準](#) | [7 労働者の意見反映制度](#) | [2](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 7 労働者の意見反映制度 2

衛生委員会について（法第18条）

衛生委員会の設置は、業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場に設置義務があります。（令第9条）

衛生委員会の構成は、安全委員会と同様ですが、委員に産業医の中から事業者が指名した者を加えます。また、事業者は作業環境測定士を委員として指名できます（法第18条第3項）。

委員会の運営についても安全委員会と同様です。

衛生委員会での調査審議事項（法第18条）

1. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
2. 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
4. 上記1～3に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。――→則第22条に以下を規定。

①衛生に関する規程の作成に関する事。

②法第28

条2（注1）第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に関する事。

③安全衛生に関する計画（衛生に係わる部分に限る）の作成、実施、評価及び改善に関する事。

④衛生教育の実施計画の作成に関する事。

⑤法第57条の3（注2）第1項及び第57条の4第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。

⑥法第65条（注3）第1項又は第5項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。

⑦定期に行われる健康診断、法第66

条（注4）第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66

条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。

⑧労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。

⑨長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。

⑩労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。

⑪厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関する事。

注1. 法第28条の2は、技術上の指針等の公表等に関する規定。

2. 法第57条の3は、化学物質の有害性の調査に関する規定。第57条の4は、有害性に関する指導、指示、報告に関する規定。〔具体的に、[令第18条～18条の5](#)を参照〕

3. 法第65条は、作業環境測定に関する規程で、作業環境測定指針に対する指導等を行う規定。〔具体的に、[令第21条](#)を参照〕

4. 法第66条〔[令第22条](#)を参照〕は健康診断。法第66条の2は、自発的健康診断の結果の提出についての規定。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**